

平成30年度香川県水産審議会 議事録

1 日 時 平成31年3月18日(月) 13:30~15:00

2 場 所 県庁本館12階 大会議室

3 出席者 嶋野委員、高野委員、大平委員、山本(浩)委員、増田委員、森高委員、持田委員、
山本(久)委員、山本(啓)委員、松本委員、青井委員

委員15名中11名が出席しており、条例第7条第2項の規定により、本審議会は成立。

4 議題

条例第7条第3項の規定により、会長である嶋野委員が議長となり議事を進行。

(1) 報告事項

① 香川県水産業基本計画の進捗状況について

水産課長より、資料に基づき香川県水産業基本計画の進捗状況について説明があった。

② 専門部会の開催結果について

イ) 高野部会長より、栽培・養殖・流通部会の概要について報告。

「平成30年度種苗生産結果及び平成31年度種苗生産等計画(案)」、「平成31年度魚類養殖にかかる対応策(案)」及び「平成30年度藻類養殖事業結果及び平成31年度藻類養殖事業計画(案)」について、原案のとおり了承された。また、委員から、気候にあったクロノリ養殖の方法についての検討や、アオノリ養殖にかかる漁業権の設定および生産量、地魚の資源量や消費拡大方法等の意見が委員より出された。

ロ) 松本部会長より、漁港・漁場整備部会の概要について報告。

「平成31年度漁港整備事業の計画(案)」及び「平成31年度漁場整備事業の計画(案)」について、原案のとおり了承された。

ハ) 増田部会長より、担い手対策部会の概要について報告。

「平成31年度漁業の担い手確保・育成関係事業の実施計画(案)」について、原案のとおり了承された。また、香川県漁業士の認定について、指導漁業士候補者3名は全員適格であると決定された。

③ 平成31年度水産関係予算について

事務局より、平成31年度水産関係予算について説明。委員からは特段の意見等なし。

(2) 審議事項

香川県漁業士の認定について、指導漁業士の候補者3名に関する身上調書及び意見書に基づき事務局より説明。候補者全員を適格者として答申することとなった。

(3) その他

委員：ノリの食害は深刻な状況にあり、県にはその対策を検討して欲しい。また、平成27年に瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律が施行されたが、県はそれによる協議会を設置していないと思う。磯焼けや、イイダコ等水産資源も減少している状況があるので、県

は協議会を設置し、海域の生産力を回復できるように取り組んでもらいたい。

事務局：一般社団法人香川県海苔養殖研究会と協議のうえ、今年も食害対策の囲い網の強度試験を行ってきた。今後も、一般社団法人香川県海苔養殖研究会と協議のうえ取り組んでいきたいので、委員からもアドバイスを願う。瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律に基づく協議会の設立については、環境部局へ働き掛けて参りたい。

委員：餌料用オリーブ葉の確保について、専用オリーブ園の検討等様々な取組みをしているが、早急に体制を確立してもらいたい。

事務局：香川県かん水養殖漁業協同組合や、オリーブ葉の生産者と協議しながら、オリーブ葉の確保体制確立へ向けて協力していきたい。

委員：新規就業した漁業者は、どのような形態で就業しているのか。

事務局：養殖業については、従業員として就業している。漁船漁業では、独立型として、様々な助成制度を活用しながら小型機船底びき網漁業等に就業している方もいる。比率としては、養殖業の従業員や、規模の大きな漁船漁業の従業員として就業している方が多い。

委員：大規模漁業者の下で見習いとして就業している場合、将来の独立を見据えて就業しているのか。独立型の場合は、現在香川県の小規模漁船漁業は先細りの状態にあるのに、就業支援してよいのか。

事務局：養殖業等での見習いからの独立については、これまでにそのケースはない。県としては独立してもらいたいと考えているが、そのためには多額の費用が必要であり、それが障害となっているのではないかと考えている。独立型については、資源が減少している中で水揚げが思うように上がっていないという状況は聞き及んでいる。そういった方々へのサポート等を実施できるように考えて参りたい。漁業者の年齢構成なども考慮すると、独立型の漁業への就業が増えるような対策も考えていきたい。

委員：新規就業した人達が、生計が成り立たないからといって辞めてしまっではもったいない。

委員：鴨庄漁業協同組合では、現在3名が他県・他地区から就業している。そのうち、2名が県の仲介で従業員として、また1名が県の助成事業を利用して独立型で就業している。周囲の漁業者や漁協が手助けすることで、順調に育っている。生活が成り立つ程度の水揚げ高はあげている。

委員：担い手も減少しているが、漁業を取り巻く環境も悪化してきており、近隣の鉄工所も後継者がおらず閉鎖したり、製氷業者が施設の老朽化に伴い事業を終了したりしている。水産業だけでなく、周辺産業も衰退してきている。直接的に水産の事業で対応することではないと思うが、漁業の現場では危機感を覚えている。

委員：昨年イダコの採捕実態調査を行ったと思うが、その結果は出ているのか。

事務局：現在取りまとめ中である。結果は関係各所へ報告する。

委員：漁港には、漁具や壊れた漁船が放置されている。それらを撤去することはできないのか。

事務局：漁港には漁具の保管場所としての役割もあるため、一時的にその場へ置いている場合もある。不法投棄されているものについては、海上保安部により撤去、処分等の指導がされている他、漁港管理者である地元行政や、漁協でも管理を行っている。

委員：タコ類の資源が減少している状況にあって、なぜ今更タコ類のブランド推進をしようとするのか。5、6年前から対応するべきではなかったのか。また、マダコの放流量が増えているにも関わらず、漁獲高が伴っておらず、放流効果に疑問を感じる。

事務局：イイダコについては近年漁獲量が極端に低くなってきている。漁業者だけでなく遊漁者の釣りの対象にもなっており、かなり多く釣り上げられている実態もある。漁業者からもこのままではいけないと意見が寄せられている状況であるが、なぜこれだけ減ったのか、誰がどれだけ獲っているのかを整理したうえで方策を立てていきたい。マダコの放流については、現在行っているのは産卵親魚の放流で、天然海域で産卵することで資源増殖を図るものである。現在国の水産研究所でマダコの種苗生産技術開発が行われており、その技術が確立できれば、稚ダコの放流も行えるようになるため、今回新たに取り組むこととした。放流量と資源量の関係は把握しにくいですが、現在の放流が少なくとも資源の底支えをしているものと考えており、それに対して助成を行っている。

事務局：タコ類は1年で成長、産卵し、比較的放流の効果が出やすい魚種であると考えている。

—閉会—